

一般事業主行動計画

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との調和と両立を支援するための雇用環境の整備を行うため、次の様な行動計画を策定する。

1 計画期間 平成26年2月21日 ～ 平成28年2月20日までの2年間

2 内容

目標1： 3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働を免除する

《対策》

平成26年2月21日～

社員へのアンケート調査・検討開始

平成28年2月20日～

制度の導入、社内メールによる社員への周知

目標2： 3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の導入

《対策》

平成26年2月21日～

社員へのアンケート調査・検討開始

平成28年2月20日～

制度の導入、社内メールによる社員への周知

目標3： フレックスタイム制度の導入

《対策》

平成26年2月21日～

社員へのアンケート調査・検討開始

平成28年2月20日～

制度の導入、社内メールによる社員への周知

目標4： 始業・終業時刻の繰り上げ、又は繰り下げ制度の導入

《対策》

平成26年2月21日～

社員へのアンケート調査・検討開始

平成28年2月20日～

制度の導入、社内メールによる社員への周知